

情報公開と個人情報保護制度の令和2年度運用状況

令和3年6月
習志野市

情報公開制度の運用について

情報公開制度は、平成10年4月にスタートした制度です。市民の皆さんの市政への理解と参加を一層推進し、より開かれた市政の確立を目指して制定されました。この制度では、市が保有する情報を、誰でも必要なときに、公開請求することができます。また、毎年運用状況を公表することになっています。

令和2年度の公文書公開請求に対する請求件数は114件で、このうち全部公開が45件、氏名等の個人に関する情報の非公開等による部分公開が41件、法令等の定めにより公開することができないこと等による非公開が2件、文書の不存在や特定ができないことによる請求拒否が25件、取下げが1件でした。

実施機関別の公開請求の状況は表1のとおりです。

なお、公開請求に係る審査請求は5件で、いずれも審理中です（表2）。

●表1 実施機関別の公開請求の状況

実施機関	請求件数	決 定 状 況				取 下 げ
		全部公開 決 定	部分公開 決 定	非 公 開 決 定	請求拒否 決 定	
市長	70	26	28	1	14	1
政策経営部	8	4	2	0	2	0
総務部	13	4	5	1	3	0
協働経済部	12	3	9	0	0	0
健康福祉部	5	0	2	0	3	0
都市環境部	24	13	6	0	4	1
こども部	5	0	4	0	1	0
会計課	3	2	0	0	1	0
教育委員会	2	0	1	1	0	0
消防長	3	0	2	0	1	0
公営企業管理者	37	18	9	0	10	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0
農業委員会	1	1	0	0	0	0
合 計	114	45	41	2	25	1

※請求拒否決定とは、主に公開請求に係る公文書が存在しないや特定できない場合が該当します。

●表2 公開請求に係る審査請求の状況

審査請求	受付件数	処 理 状 況				審 理 中	取 下 げ
		処 認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下		
審査請求	5	0	0	0	0	5	0

個人情報保護制度の運用について

平成11年度の制度スタートから令和2年度までの、各実施機関から届出のあった個人情報取扱事務の総件数は1021件で、昨年度中に届出のあった新規の件数は42件、廃止の件数は19件です。実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

また、令和2年度の自己情報開示請求に対する処理件数は16件で、このうち、全部開示が7件、第三者の個人情報等の非開示による部分開示が8件、文書の不存在や特定ができないことによる非開示が1件、取り下げはありませんでした。実施機関別の開示請求の状況は表2のとおりです。

なお、開示請求に係る審査請求は、ありませんでした。

●表1 実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況

実施機関	新規	廃止	変更	総件数
市長	33	13	56	632
共通事務	0	0	0	10
政策経営部	0	2	0	60
総務部	1	0	0	43
協働経済部	10	7	14	106
健康福祉部	14	0	17	190
都市環境部	2	3	17	155
こども部	6	1	8	66
会計課	0	0	0	2
教育委員会	7	6	7	138
消防長	0	0	1	96
公営企業管理者	1	0	7	100
議会	0	0	0	13
監査委員	0	0	0	8
農業委員会	1	0	0	13
選挙管理委員会	0	0	0	18
固定資産評価審査委員会	0	0	0	3
合 計	42	19	71	1021

●表2 実施機関別の開示請求の状況

実施機関	請求件数	決定状況			取下げ
		全部開示決定	部分開示決定	非開示決定	
市長	16	7	8	1	0
総務部	2	2	0	0	0
協働経済部	6	3	3	0	0
健康福祉部	7	1	5	1	0
都市環境部	1	1	0	0	0
合 計	16	7	8	1	0

※このほか、口頭による開示請求として、市立習志野高等学校の入学選抜試験について165件、職員採用試験について11件ありました。

※非開示の決定とは、主に公開請求に係る公文書が存在しないや特定できない場合が該当します。